

2025年度事業計画

自 2025年4月 1日

至 2026年3月31日

公益財団法人 日本財団

目 次

1. 方針.....	2
2. 事業計画	3
2.1. 船舶等振興業務	3
2.1.1. 貸付	3
2.1.2. 補助	3
2.1.2.1. 海洋船舶関係.....	3
2.1.2.2. 公益・福祉関係.....	5
2.1.3. 協力援助	6
2.1.4. 情報公開.....	7
2.1.5. 調査研究	8
2.1.6. 社会変革推進.....	8
2.1.7. 海洋連携推進.....	8
2.1.8. 寄付文化醸成.....	8
2.1.9. ビル運営	9
2.1.10. 管理	9
2.2. 船舶等振興業務以外の業務	9
2.2.1. ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を 受けた人々の生活向上のための事業	9
2.2.2. 海洋開発技術者育成のための関連調査並びに人材育成プログ ラム構築事業	9
2.2.3. 障害者就労支援事業	10
2.3. 収益事業	10
2.3.1. 施設貸与	10

1. 方針

当財団は、モーターボート競走法に基づく交付金を主たる活動原資として公益活動を推進している。情報公開や外部評価を通じて説明責任を全うすることで、船舶等振興機関並びに公益財団法人としての責務を果たし、未来志向の取り組みを通じて持続可能で包摂的な社会の実現を目指している。

変化の激しい現代社会において、海事・海洋に関する課題や国内外の市民生活における課題は、ますます多様化・複雑化している。気候変動は、海洋熱波による台風の大型化や線状降水帯の頻発といった形で顕在化し、経済や市民生活に深刻な影響を与えている。こうした自然災害の激甚化は、国際的なエネルギー供給や経済活動にも影響を及ぼし、さらなる格差拡大や社会不安を招いている。また、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の不安定化は、国際協力の停滞を引き起こし、さらなる経済不安の一因となっている。国内では、少子高齢化に伴う社会構造の変化が進む中、社会福祉や子育て支援の充実が求められている。しかし、個別課題への対応がなされるのみで、確固たる有効策が示されないままに、日本の国際競争力の低下、少子化の加速、若者の未来に対する期待の低下などの問題に歯止めをかけられないでいる。

こうした課題に対して、統合的なアプローチを通じて社会全体の調和を図り、解決を目指すことが急務である。当財団は、「日本財団の基本方針」を共通認識とし、迅速な行動を通じて多様な課題に対応している。当財団の目指す成功モデルは、社会課題の解決に向けた先駆的な取り組みを実行し、政府や行政への政策提言と民間活動の活性化を行うものであり、「自助」「共助」「公助」の均衡を図る仕組みを提供することで持続可能な社会基盤の構築に寄与する。さらに、これらの取り組みを通じて日本が進むべき一貫した方向性を具体化し、その実効性を検証しながら、課題解決に向けた実践を続けていく。

2025年度の事業計画及び収支予算は、こうした認識に立ち、以下のように作成及び編成した。

2. 事業計画

2.1. 船舶等振興業務

2.1.1. 貸付

造船関係事業の振興を目的とし、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行う。

2.1.2. 補助

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

また、事業年度開始後に実施の必要が生じた事業に対応するため、年度内募集を実施する。

2.1.2.1. 海洋船舶関係

「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」が宣言され、国際的にも海洋の科学的・社会的価値が再認識されることとなった。様々な要素が複雑に絡み合う海洋における諸問題の解決においては、科学的データやエビデンスを元にした施策の立案、多様なセクターとの連携と、これらを担う人材の育成が急務である。次世代に豊かな海を引き継ぐために、国際的課題に適切に対処できる人材の育成、国際協調のためのスキームの構築、産官民学等の多様な関係者による分野横断的な連携を進める。また、海洋の利用と環境保全の調和を図る活動を推進し、海洋に関わる各種制度の構築や社会的な環境整備を行うため、次のテーマを柱に支援する。

(1) 海と船の研究

(ア) カーボンニュートラル社会の実現に向けて、次世代燃料を適用した環境負荷低減船や洋上風力等の再生可能エネルギーに関する技術開発、海上物流のデジタル化の実証実験及び経済効果、産業影響の分析

等、産業基盤の強化を図るための活動

(イ) 世界的に高まる環境問題に対応する技術開発や国際基準等の作成、海外動向に関する情報収集、海底地形を解明するための国際的な取り組み、海洋開発分野をはじめとした人材育成

(2) 海をささえる人づくり

(ア) 国際機関や研究機関等と連携し、海洋問題に対して科学的知見を踏まえて効果的に対処する人材の育成及びネットワーク構築を図る活動

(イ) 大学における学部横断による学際的な講座の設置など、海洋に関する総合的な教育及び研究を推進する活動

(ウ) 地球規模で進行する海洋生物資源の減少などに対処する、持続可能で総合的な資源管理を担う人材の育成

(3) 海の安全・環境をまもる

(ア) わが国の「海洋基本法」に基づく「海に守られた日本から、海を守る日本」に向けて、総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進する民間の活動

(イ) 国際的な海洋管理のための新たな枠組みの構築、法の秩序・遵守に基づく海上安全及び海洋環境保全を促進する活動

(ウ) 海洋ごみや海洋酸性化等の環境問題に対処するために、企業、研究機関、地域等と連携し、科学的知見に基づいた取り組みを推進する活動

(エ) 国民が正しく水難に対処できる「そなえ」を身につける取り組みを官民協働、及び地域の活動拠点と連携して推進する活動

(4) 海と身近にふれあう

(ア) 生活を取りまく様々な場や機会を利用して、次世代を担う子どもたちを中心に、海への関心を高めるとともに、海と関わる行動へとつなげるための活動

(イ) 学校や地域等と連携し、博物館等の社会教育施設を活用した新しい取り組みにより実施する、海や船に関する事業や体験学習等を通じた理解促進活動

- (ウ) 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動や地域の発展を目指す持続可能な活動
- (エ) わが国の学校教育や社会教育等における海洋教育を広く推進する活動

2.1.2.2.公益・福祉関係

現在の日本は人口減少、少子高齢化、子どもの虐待や不登校、貧困、自殺、災害、孤立などたくさんの課題を抱えている。わたしたちは、子ども、障害者、高齢者などすべての人が社会から隔絶することなく、できる限り地域に根差して生活し、自らの未来を決定できる、多様性のあるインクルーシブな社会を目指す。さまざまな状況に対応しながら、助成先とのパートナーシップを通じて、個性豊かで活力に満ちた、みんながみんなを支える社会の実現に向け、次のテーマを柱に支援する。

(1) 子ども

- (ア) 「こども基本法」の理念に基づき、子どもの権利条約や子どもの権利を推進するための取り組み
 - (イ) 困難に直面する子どもの生き抜く力を育む居場所づくり
 - (ウ) 虐待予防や養育困難家庭の支援、また里親や特別養子縁組制度など子どもが地域の家庭で暮らすためのモデル的な取り組み
 - (エ) 難病児、医療的ケア児、重度心身障害児など医療依存度の高い子どもとその家族を地域で支える支援拠点づくり
 - (オ) ヤングケアラー・若者ケアラーとその家族を支援する取り組み
 - (カ) 妊娠・出産に困難を抱える女性とその子どものための、産前産後の継続的な支援を拡充する取り組み
 - (キ) 日本の教育における諸課題解決に向けた新たな取り組み

(2) 障害者

- (ア) 所在する都道府県の平均賃金・工賃を上回る実績を有している団体が、生産活動における新たな手法や仕組みにより、現在の平均賃金・工賃を倍増以上にする取り組み
- (イ) 福祉的就労に従事する障害者または未就労の障害者に対する新たな手法や仕組みにより一般就労を実現する取り組み

(ウ) 発達特性等により大学生活や就職活動に一定程度の困難さを抱える学生を支援する取り組み

(3) 高齢者

(ア) 個々の事情に寄り添った介護・医療・生活支援が一体となったサポートを受けながら、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができる高齢者の生活の拠点づくり

(イ) 在宅ケアが必要な高齢者の QOL を高め、在宅での看取りを推進する取り組み

(4) 社会

(ア) 人工知能（AI）や拡張現実（AR）などの先端技術を使い、既存の手法を超えて高齢者のケアの質向上に資する取り組みや、障害者が生活上の課題を自ら解決するような取り組み

(イ) 自治体や他支援団体等、多様な関係機関との連携により外国人との共生社会及び外国人が活躍できる社会を促進する取り組み

(ウ) スポーツやアスリートが持つ影響力・多くの人を巻き込む力を活用して、社会課題に関する一般生活者の意識・行動変容を促し、社会課題の周知や課題解決を促進する取り組み

(エ) 日本の伝統文化や伝統工芸において、新しい発想と手法を取り入れ、地域が一体となって文化活動を促進させる取り組み

2.1.3. 協力援助

国内では、主として法人格を有しない非営利団体等を通じて、また海外においては NGO や国際機関を通じて支援を行う。

(1) 国内

対象とする事業の分野は、2.1.2 補助と同様であるが、協力援助事業においては、より地域に密着したものが特色であり、市民の知恵と工夫を活かした活力ある地域社会をつくりだすことを目指す。また、災害（地震、豪雨、台風など）からの復興に向けた緊急支援活動等及びロシアのウクライナ侵攻により日本に避難したウクライナ人避難民に対する支援を実施する。

(2) 海外

2025年度は、以下の3本柱のもと、国連・国際機関、NGOをはじめとする社会セクター、地域コミュニティなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した取り組みを支援する。

(ア) 世界の絆（相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業）

人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースを活用した国際連携、日系社会に対する支援など、諸課題を根本から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

(イ) 人間の安全保障（BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を充足する事業）

食糧増産のための農業技術支援、高等教育及び就労による障害者支援、義肢装具士の育成、基礎教育及び保健教育の向上、平和構築、コミュニティ開発、困難な状況に置き去りにされている方々への支援を通じて、社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることができる社会の構築を目指す。

(ウ) 海の世界の人づくり（人材育成と国際ネットワーク・連携を構築する事業）

水産資源の枯渇や気候変動に伴う海洋環境の変化などをはじめとした国際的な海を取巻く問題が世界規模で進行する中、組織や分野、国を超えて取り組みや行動の起こせる“海の世界の人づくり”（人材育成）と、人づくりを通じた国際的なネットワークや連携の構築を目指す。

2.1.4. 情報公開

当財団の活動状況を積極的に情報公開や提供を行うことにより事業の透明性を確保する。また、公益事業の発展と活性化及びポートレース事業の社会的役割の理解促進を図る。

2.1.5. 調査研究

社会の変化に伴い様々な課題が多様化かつ複雑化する中で、新規事業の発掘及び補助事業の質的向上を図ることを目的とし、海洋船舶関係、公益福祉関係、災害支援関係、海外に関する事業の調査研究を行うほか、補助事業の評価等を実施する。

2.1.6. 社会変革推進

適切な担い手が不在であり早急に取り組む必要のある社会課題に対して、その解決のために先駆的かつ波及効果の期待できる事業の補助事業化を目指しつつ、社会のニーズに対応して財団自らが実施する。

特に、地域における社会課題の解決として災害対策拠点モデルプロジェクト、国境や分野等を超えた社会課題の解決としてミャンマー平和構築支援事業を実施する。

2.1.7. 海洋連携推進

国内外における、単一の組織や分野だけでは対応しきれない海洋に係る諸課題に対し、日本財団が様々な関係者との連携・協調を先導し、課題解決に向けた機運を醸成する。世界規模では、海洋汚染、海洋酸性化等に係る課題の解決、2050年カーボンニュートラルも見据えた海洋開発技術イノベーション、データ・エビデンス蓄積を目的とした調査を推進する。国内では、各地の市民が海と日本プロジェクトを通じて様々な分野間で連携することで次世代に豊かな海を引き継ぐためのムーブメントが推進されることを目指す。

2.1.8. 寄付文化醸成

寄付文化の醸成による公益活動の更なる促進を目的に、寄付の受け入れや寄付者の意向に応じた事業の企画・提案を行うとともに、寄付文化醸成のために必要な事業（企業等との連携による事業、一般寄付者向けの周知・啓発、遺贈寄付の普及活動等）を行う。

2.1.9. ビル運営

公益活動を行う団体に低廉な賃貸料で活動スペースを提供する。当財団を中心に入居団体の協調、情報の共有及び効果的な情報発信を行うことを目的に日本財団ビル、日本財団第二ビルの運営を行う。

2.1.10. 管理

業務運営の一層の効率化を図りつつ、時代の変化に応じた事業に対応できるよう必要な人員の配置と、予算配分を行う。

また、助成事業（補助及び協力援助）並びに寄付金による支援事業について、それらの事業が目的に従って適正に実施されているか、事業者に対し、実地又は書面による監査を行う。加えて、それらの事業が効果的に実施され、期待される成果が挙げられているかどうかの有効性・波及性の効果を測定する事業評価を行う。なお事業評価は、当財団独自の評価手法の策定を目指す。

2.2. 船舶等振興業務以外の業務

2.2.1. ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業

2021年の政変以降、国軍と少数民族武装勢力及び反政府勢力との戦闘により、300万人以上の国内避難民が発生するなど、情勢は悪化の一途を辿っている。こうしたなか、日本国外務省からの受託事業としてミャンマー少数民族武装勢力支配地域を中心に紛争の影響を受けた人々を対象に人道支援を通してミャンマー全土の和平を推進する取り組みを展開している。

2025年度は多くの国内避難民が発生しているカチン州、シャン州、カレン州、モン州、マンダレー管区、ザガイン管区などの地域において食糧・生活物資、シェルター、学校建設を中心とした人道支援を通して、紛争被害者の生活基盤の改善を図る。

2.2.2. 海洋開発技術者育成のための関連調査並びに人材育成プログラム構築事業

海洋開発関連産業の企業からの拠出金等を活用し、環境問題対応技術

の調査研究や海洋資源・エネルギー開発に携わる技術者の確保・育成を目的とした人材育成プログラム構築事業を実施する。

2025年度は、海洋開発技術者の確保・育成に向けた、産学官公連携による人材育成システムの構築を目的に、各種調査やセミナー等を実施する。

2.2.3. 障害者就労支援事業

福祉的就労における工賃向上による障害者の経済的自立を目指し、自治体認定の共同受注窓口等を活用した工賃向上モデルの構築を行う。具体的には、行政等からの受託事業を通じて、実績の積み上げと全国展開の基礎を構築する。

2025年度も引き続き、行政等からの受託事業をもとに、本モデルの更なる実績を積み上げ、全国展開の基礎の構築を目指す。

2.3. 収益事業

2.3.1. 施設貸与

本事業は、当財団が寄付により受け入れ所有するベルズ原宿ビルを営利目的で事業を行う法人等に貸与する事業である。その収益を公益活動のために活用することを目的として実施する。